

別表

優良田園住宅建設計画認定申請書に添付する図書の標準作成要領

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
(1)	優良田園住宅建設計画様式			・別紙様式第2号
(2)	計画区域の位置図	1/25,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・縮尺 ・地形 ・計画区域の位置 	
(3)	計画区域の区域図	1/5,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・縮尺 ・地形 ・計画区域の位置 ・計画区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称 ・放流先河川の位置及び名称 	
(4)	公図の写し	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・計画区域の境界 ・土地の地番及び形状 ・計画区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域周辺も適宜表示すること ・公共用地は次によりうすく着色すること 公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒
(5)	土地登記全部事項証明書			
(6)	周辺の土地利用及び公共施設整備状況図	1/3,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・縮尺 ・地形 ・計画区域の位置 ・住宅、店舗、工場等の別 ・計画区域内及び計画区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川その他の公共施設の位置及び形状 ・放流先河川の位置及び名称 ・周辺の市役所出張所、小学校等の公共公益施設の位置及び計画区域からの距離 ・概ね 50 戸以上の建築物が連続して存在する区域の範囲（計画区域が振興山村内である場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙として添付しても構わない ・別紙として添付しても構わない
(7)	計画区域内の土地利用計画及び公共施設整備計画図	1/250 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・縮尺 ・計画区域の境界 ・計画区域周辺の道路の位置、形状及び幅員 ・計画区域周辺の河川及び水路の位置及び形状 ・主要建造物の標高 ・計画区域内の道路、河川その他の公共施設の位置及び形状 ・表面水の流れの方向 ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・放流先河川の位置及び名称 ・予定建築物の敷地の形状、境界及び面積 ・法面（がけを含む）の位置、形状及び勾配 ・擁壁の位置及び種類 	

(8)	計画区域内の土地の求積図	1/250 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の面積 ・予定建築物の敷地の面積 	
(9)	計画区域内の住宅の配置図	1/250 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・縮尺 ・計画区域の境界 ・現況写真撮影方向 ・計画区域内の土地及び住宅の断面図に表示する断面の位置 ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・放流先河川の位置及び名称 ・予定建築物の敷地の形状、境界及び面積 ・予定建築物の形状及び用途並びに建築面積及び延床面積 ・樹木、植栽及び家庭菜園等の位置 ・垣又はさくの位置 	
(10)	計画区域内の住宅の各階平面図	1/250 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の用途、構造及び規模 	
(11)	計画区域内の住宅の立面図	1/250 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の構造、形態、色彩及び意匠 	<ul style="list-style-type: none"> ・2面以上
(12)	計画区域内の土地及び住宅の断面図	1/250 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の境界 ・切土又は盛土をする前後の地盤面及び地盤高 ・予定建築物の位置及び高さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2面以上 ・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること 切土＝黄 盛土＝赤
(13)	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の境界 ・撮影方向 	<ul style="list-style-type: none"> ・2方向以上 ・敷地の現況、取り付ける道路の現況、敷地が道路に接する部分、放流先河川の現況、がけや擁壁の現況がわかるもの
(14)	工程表		<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事着手及び完了予定年月日 ・工事の内容及び期間 	
(15)	その他市長が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の使用承諾書、賃貸借契約書等（申請者が所有権を有しない場合） ・他法令の審査上特に必要と認める図書 ・その他審査上特に必要と認める図書 	